

平成27年 子ども・子育て支援新制度 保育料（月額）

単位：円

階層区分		認定区分・保育時間						
		1号認定	2号認定		3号認定			
		(特別利用保育)	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0		
B1	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0		
B2	市町村民税非課税世帯（上記以外の世帯）	3,200	3,000	2,900	4,000	3,900		
B3	市町村民税均等割のみ世帯	3,200	3,000	2,900	4,000	3,900		
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	C1	～10,000円未満	5,200	5,000	4,900	6,600	6,500
		C2	10,000円以上20,000円未満	6,400	6,200	6,100	8,200	8,100
		C3	20,000円以上30,000円未満	7,600	7,400	7,300	9,800	9,600
		C4	30,000円以上40,000円未満	8,800	8,600	8,500	11,400	11,200
		C5	40,000円以上48,600円未満	10,000	9,800	9,600	13,000	12,800
		C6	48,600円以上57,600円未満	11,200	11,000	10,800	14,200	14,000
		C7	57,600円以上67,600円未満	12,400	12,200	12,000	15,400	15,100
		C8	67,600円以上77,600円未満	13,600	13,400	13,200	16,600	16,300
		C9	77,600円以上87,600円未満	14,800	14,600	14,400	18,800	18,500
		C10	87,600円以上97,000円未満	16,000	15,800	15,500	19,800	19,500
		C11	97,000円以上117,000円未満	17,200	17,000	16,700	21,200	20,800
		C12	117,000円以上137,000円未満	18,400	18,200	17,900	22,600	22,200
		C13	137,000円以上157,000円未満	19,600	19,400	19,100	24,000	23,600
		C14	157,000円以上169,000円未満	20,800	20,600	20,200	24,300	23,900
		C15	169,000円以上194,000円未満	21,200	21,000	20,600	25,500	25,100
		C16	194,000円以上219,000円未満	21,600	21,400	21,000	26,600	26,000
		C17	219,000円以上244,000円未満	22,000	21,800	21,400	27,900	27,400
		C18	244,000円以上269,000円未満	22,400	22,200	21,800	29,200	28,700
		C19	269,000円以上301,000円未満	22,800	22,600	22,200	30,500	30,000
		C20	301,000円以上326,000円未満	23,200	23,000	22,600	31,800	31,300
		C21	326,000円以上351,000円未満	23,600	23,400	23,000	34,600	34,000
		C22	351,000円以上376,000円未満	24,000	23,800	23,400	37,400	36,800
		C23	376,000円以上397,000円未満	24,400	24,200	23,800	40,200	39,500
		C24	397,000円以上	24,800	24,600	24,200	43,000	42,300

【認定区分について】

- ※1号認定…保育の必要性を認めないが、保育園において保育利用する3歳以上の児童
- ※2号認定…保育の必要性のある3歳以上の児童
- ※3号認定…保育の必要性のある3歳未満の児童

【保育時間について】

- ※標準時間…保護者それぞれの就労時間が月120時間以上の児童
- ※短時間…保護者いずれかの就労時間が月48時間以上120時間未満の児童

【多子軽減制度】

- ※兄弟姉妹で入園している場合、第2子は1/2、第3子以降は無料となります。

【保育料について】

- ※市町村民税が未申告の方は、保育料がC24階層になることがあります。
- ※月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた保育料になります。
- ※保育料は、年度当初の実施年齢により決定するので、年度途中で誕生日を迎えても、年齢による変更はありません。
- ※4月分～8月分は平成26年度分市町村民税額、9月分～3月分は、平成27年度分市町村民税額で算出します。
- ※1号認定、2号短時間認定、3号短時間認定を受けた方が、8時30分～16時30分以外の時間帯を利用する場合は、延長保育料（1時間単位:350円）を徴収します。